

【ごみの排出方法】（参考例）

燃やすごみ（薄赤色の有料指定袋）

【改正】

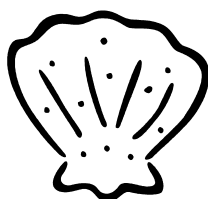
燃やすごみの焼却開始

【重要】

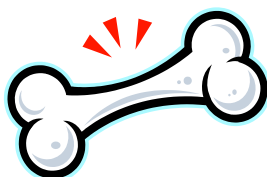
今までの一般ごみ袋（薄赤色）についても、燃やすごみ袋として使用できます。

【出し方のポイント】

- 汚れた容器包装ごみは、「燃やすごみ」となります。（極力きれいにして容器包装ごみにして出す！）
- ひとりで持ち運びできるくらいの重さで出す。（底が抜けないようにしてください）
- 両面が赤い新聞折込広告も「燃やすごみ」として出す。
- おおむね可燃材質でできているもの。



貝殻・カニ・エビ殻



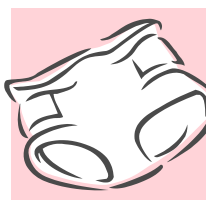
動物の骨



小枝等



プラスチック製品



オムツ
（汚物は取り除いて）



トイレットペーパー
ラップの芯



おもちゃ（プラ・木製）



靴（長靴含む）等



衣類

※衣類につきましては、興部・沙留公民館に古着の回収ボックスを置いておりますのでご利用ください。
「下記要領参照」

凝固剤で固めるか、紙などに染込ませて排出



食用廃油類

【古着（布）の回収要領】

回収品目 綿・メリヤス・タオル・ネル等の生地（綿50%以上で吸収性が良い）でできているもの（ボタン、ファスナーはそのままで可）。

除外品 上記に掲げる生地以外でできたもの（例）スーツ、ジーパン、コート、ジャンパー、毛布等、小さいもの（ハンカチ、端切れ、靴下、パンツ等）、その他ペットの毛がついたもの。

出し方 必ず洗濯して（少々のシミは可）、回収ボックスに入れるときは生地のみ。
※回収後の古着（布）は、工業用の雑巾として再利用されます。